

33. マラリアの研究に関するダーリング財団賞受賞候補者推せんについて

〔諮問〕

科第 27 号

昭和 28 年 1 月 21 日

日本学術会議会長

亀山直人 殿

内閣総理大臣

吉田 茂

マラリアの研究に関するダーリング財団賞受賞候補者推せんについて

マラリアの研究に関するダーリング財団賞受賞候補者推せんについて、貴会議の意見を承りたい。

右、第 48 回科学技術行政協議会の議を経て、貴会議に諮問する。

〔写〕

厚生省発衛第 239 号

昭和 27 年 12 月 17 日

内閣官房長官殿

厚生事務次官 印

日本学術会議に諮問方取り計いの依頼

今般別紙のとおり、WHO よりダーリング財団賞受賞候補者推せん方の申入れがありましたので、その候補者について日本学術会議の意見を承りたいので、宜しくお取り計い願いたい。

〔写〕

広連収第 1442 号

昭和 27 年 12 月 2 日

公衆衛生局長殿

外務省広報連絡課長

マラリアの研究（病理学、疫学、治療学、或は予防法）に関する

る著作者に対して与えられるダーリング財団賞受賞候補者推せんについて

今般WHO本部事務局長より10月31日付公信（別添写(1)）をもって「ダーリング賞牌及び賞金授与財団規則」（別添写(2)）同封の上、標記に関し申し越してきたので、委細右別添書類並びに左記により御了知の上、右財団賞の受賞候補者として推せんさるべきものがあればその推せん理由及び略歴（共に和英両文にて）添付の上当課宛おそくも明年1月末日迄に御回答相成りたい。

なお候補者の数については左記の（4）にもある通り1951年に2名受賞出来ることになっていたにも拘らず1名失格で、1名しか受けていない為、残りの1名分の財団賞が1953年にもちこされる事になったので、明年度の受賞候補者としてはその分も入れて2名迄推せんできる事になっているから念の為申し添える。

記

- (1) ダーリング財団賞（青銅賞牌及び1000スイスフランの賞金）はマラリヤの研究（病理学、疫学、治療学或は予防法）に関する原著作物の著者でWHOマラリヤ専門家委員会によって推せんされたものに対してWHOの一委員会たるダーリング財団委員会により授与されるものである。（同財団規則——以下単に規則と云う——第2条参照）
- (2) この財団賞の授与は、規則第3条第1項によれば、同財団の資本金の利子が同財団賞を授与し得るに足るだけの額に達した際行われる事になっており、その際には規則第4条に基きWHOがその旨各加盟国や、マラリヤ専門家委員会等に通知をなし、併せてその受賞候補者の推せん方を勧招する事になっているのである。（規則第5条参照）
- (3) 別添のWHOの本部事務局長の公信は前記の(2)によりその候補者の推せん方を勧招してきたものであり、規則第5条の規定により、その受賞候補者として適当と思われる著作家の氏名（1

名)につき10月31日から6ヶ月以内にWHO本部宛その推せん理由を附して推せんし得る事になっているのである。候補者の資格としては前記の(1)に述べてある通りであり、年令、性別、職業、国籍、人種、宗教による制限は設けられていないが推せんを受ける元となった本人の著作物がWHOに提出されて5ヶ年以内に刊行されたものであるか、或は提出にはなっているが未刊行であるといったものでなければならない。(規則第5条)

(4) 規則第3条第2項により、同条第1項の場合以外に、WHOマラリヤ専門家委員会の第1回会議(1950年)に於ては特別に2名分の財団賞受賞候補者の推せんができる事になっていたので2名の推せんを行ったのであるが、それが1951年1月30日に開かれた。ダーリング財団委員会の審議にかけられた結果、その第2番目の候補者が規則第2条の資格にもとるものであるとの決定がなされ失格した為その分の財団賞は1953年に与えられる事になった。よってWHOとしては別添公信をもってその分に関しても適当なる候補者があれば推せんされたい旨申し入れてきているのである。但しこの候補者が推せんされる元となった著作物については1938年(昭和3年)以降出版されたものでよい事である。

[答申]

庶発第22号

昭和28年1月23日

内閣総理大臣

吉田 茂 殿

日本学術会議会長

亀山 直人

マラリヤの研究に関するダーリング財団賞受賞候補者推せんについて

(1月21日付科学27号諮問に対する回答)

標記のことについて、本議会は下記のとおり推せんします。

記

(候補者) 国立東京第1病院内科医長

厚生技官 小山善之

(研究題目) マラリア補体結合反応に関する研究